

小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会

## 第4回 太陽光発電事業化検討チーム 会議概要

日時：平成24年3月2日（金）13:30～15:30

場所：小田原市役所 6階 601会議室

出席者（五十音順 敬称略）

太陽光発電事業化検討チーム

志澤昌彦、鈴木大介、鈴木伸幸、中矢慎一、原正樹、古川晴基、山崎淳一

事務局

環境部管理監、エネルギー政策担当副課長、環境政策係員2名

オブザーバー（一般社団法人 日本再生可能エネルギー協会）

古屋将太

### 概要

#### <おひさまエネルギーファンド永田氏の講演>

##### 1 講演内容

- 日本・スペイン・フランスの銀行に勤め、投資について携わった後、アメリカ系の投資銀行（投資・年金）など様々従事した。現在は、ISEP に籍を置き、おひさまエネルギーファンド（顧客管理・広報PR）において働いている。
- 飯田市は自然環境に恵まれ、また、平成9年に環境基本条例を制定するなど、環境政策に積極的な地盤があった。
- いわゆる「平成のまほろば事業」を受けて、飯田市の太陽光エスコ事業を担う事業会社としておひさま進歩エネルギー株式会社を立ち上げた。
- 2005年に太陽光発電システムと省エネ事業への出資を呼びかけた第1号のファンドがスタート。2007年には予定通りの配当を行うことができた。この頃から注目されるようになってきた。
- 2010年に、小水力発電（立山アルプス小水力発電事業）を行うためファンドの募集を行った。
- 出資者とは匿名組合契約を締結する。出資者には議決権はなく、また、ファンド会社の利益に対しては法人税が課されず、課税は出資者への所得税のみとなり、二重課税にはならない。なお、出資金額を超える損失を負う必要が無いこと（＝有限責任性）を特徴としている。
- おひさまファンドは、①個人で参加できる。②出資先の対象事業が明確である。③環境省のモデル事業として選定された。④利益分配がある。⑤お子さん名義の出資が可能である。⑥環境問題を考えるきっかけになる。などの特徴がある。
- 売電収入とグリーン電力価値の販売収入により経費を回収する。
- 省エネルギー事業については、おひさまファンドにとっては重要な収入源である。旅

館や老人ホームに高効率空調・高効率給湯システムなどのエスコ事業を行っている。

- グリーン熱供給事業も展開しており、仕組みは太陽光発電と同じになっている。
- 事業ごとに会社を作ることによって、倒産隔離を行っている。
- ファンドの作りこみにも依るものの、分配計画については、計算期間が、自然エネルギーを扱うことから、10年から15年という長いスパンの投資となる。また、これはリスクにもなり、魅力の低減にもなるかもしれない。
- 分配ルールとしてA号、B号と出資形態を2種類作っている。A号、B号は優先劣後の関係となり、劣後であるB号が高配当となっている。
- 分配については、自然の影響等によって少ない年があれば、多くできる年に調整するようにしている。
- リスクについては、説明責任が発生するため必ずパンフレットにも載せている。
- 中途解約や払い戻しが不可であり、売買市場も無いことから、出資希望者に対しては余剰資金でのみ出資するよう説明している。
- ウェブ広報にも力を入れており、全国から出資がある。人口比から東京都や神奈川が多く。小田原での取組にも基盤があるのかなと思っている。
- 地域を限定すると出資の金額が集まらないという実感がある。
- 出資者からはアンケートを取っており、HPでも紹介している。これは会社としても分析にも意味があるほか、宣伝ツールとしても意味があると考えている。

## 2 質疑応答

- いくら集めて、いくら作るということを想定して、募集すると思うが、その間にパネル等の価格の市場情勢が変わるのかと思うが、どのように対応しているのか？  
→これまで環境省実施の補助事業に申請する時点で、出資規模や事業規模、期間など、そういった情勢も想定した上で計画しており、対応には支障が無い。配当等に変更しない。
- 募集は、お金が集まってからスタートさせるのか？  
→市民出資しか原資が無いのであれば集まった額から支出するという考え方ができると思うが、紹介した小水力などの場合はお金が集まるまで待ってられない。リターン高く、短期間の商品を用意するなど工夫をした。今まで投資した方が、信頼して投資してくれたりする。
- ファンドは信用していない。と言われることはないか？  
→ファンドという言葉を使っているが、これはファンドではない。正確には市民出資である。会社がやっていることを分かりやすくするためにファンドという言葉を使っている。本当のファンドはファンドマネージャーがマーケットにお金を投入して利益を得て分配する形である。
- 助成金は補助金なのか？  
→補助金である。個別の施設整備に対する補助金を意味する。

- 補助金が無いと難しいのか？  
→環境省の補助金が無くても、金融機関によるつなぎ融資で何とかなるかもしれない。
- 他の地域エネルギーの取組に投資しているのはなぜか？  
→温暖化防止おひさまファンドで一度行っている。が、一つのプロジェクトに対して出資するほうが出資者にも分かりやすい。
- 今後、市民出資が増えていった場合に、投資家の取り合いになるのか？  
→金融庁の認可が難しくなっていると考えているので、市民出資が爆発的に増えることはないと考えている。おひさま進歩と同じような取組を考えている場合でも、最初は既存のファンド会社をお願いして将来独立するというのが現実的かと思う。
- 配当の一部を地域特産品にするというアイデアがあるのだが、これは可能か。  
→約款を定める際に規定していれば可能ではないか。
- B号A号も期間延長の可能性はあるのか？結いの国ファンド2の場合は延長の可能性はあるのか？  
→売電収入を見込んであるかぎり、延長はあると考えて良い。
- 第二種金融商品取引業者の登録はいつか？  
→2007年に登録したが、1回目のファンド募集を始めたのは金融商品取引法施行の前である。